

# 法学入門

## —授業改革の多彩な試み

「法学入門」という科目名だけを見れば、新しい試みを感じさせるものは何もないが、中身は実験的な試みに満ちていると自負している。

この科目自体は、一九八六(昭和六二)年に開設された法学部一年次生前期配当の導入科目(ただし、他学部生も受講できる)であり、開設当初から、次年度の授業改善の参考にするために学生による授業評価も必ず行い、毎年、内容・方法について検討を重ねて、現在に至っている。

新入生に興味を持たせる、読ませる(まず条文)、書かせる、発言させる(討論させる)、体験させる、そして法学全体に通じる基礎知識を身につけさせる、つまり、ずぶの素人を法律学の世界(と大学での学問)になじませること狙いとしているという点で、今回の教養的教育改革を先取りしているとも言える。私たちの経験が、導入教育を真剣に考える他学部の教官の参考になると考え、ここに紹介する次第である。

なお、今年度は講義部分(担当教官一名)とゼミナール部分(担当教官九名)を組み合わせる形式で実施した。(ただし、夜間主コースでは、ゼミは実施していない。)

### 講義部分

◆毎回レジメを配布して講義を進める。レジメは基礎的な事項の説明として、以後の法律学習の継続期間中の参照に足るものを作成するように心掛ける。

◆「コメントペーパー」と称する意見聴取用紙を、適宜、配布・回収し、次回以降に可能な限りファイードバックを行う。質問を中心とするが、授業評価を書かせることもある。

◆民法・刑法の全条文を通読させ、難読漢字を抜き出させる。

(一年次生のうちに民法と刑法をともかく通読することは、スタートライインに立つ者として誇つていいことである。)



◆実務家の話を直接に聞ける機会を設ける。今年度は広島高等裁判所長官・藤田耕三氏の講演会を実施した。

なお、今年から法学部では遠隔講義システムが利用できるようになったので、これを通じて東千田キャンパスでも講演を聞くことが可能になった。

◆学生を二十名程度のグループに学生番号順に分け、テキストを指定し、それに基づいた議論を行う。

◆学生を二十名程度のグループに学生番号順に分け、テキストを指定し、それに基づいた議論を行う。

服は、広島地裁のご厚意で貸していたものである。

### ゼミナール部分

以上は八年度の実例で、過去にはこれまでにもさまざまな試みを行ってきた。

なお、毎年のように行う教官間の議論は、知らず知らずのうちにFD(ファカルティ・ディベロップメント)の機会となり、全体としての学部教育を考えるきっかけになつたという副産物も生まれている。

法学入門は、現在でも法学部専門科目としては位置づけられていないが、九年度以降は教養的教育科目(自由科目群)として提供されることが決まっている。ゼミナール部分は教養ゼミに発展的に消滅されるが、講義部分はよりプラッシュ・アップして、新たな出发に踏み出すことになる。

◆裁判所傍聴レポートの提出を単位修得の条件にする。傍聴は教官が付き添つて団体で行くのではなく、夏休みの間に学生が各自全国各地の裁判所に赴いて、そこで見聞(傍聴した事件の事実の概要)とそれに対する意見・感想

をレポートにまとめる。(提出するレポートにはワープロの使用を認めないというのも、時代に逆行しているようには見えかねない特色である。だが、これは漢字の誤字・脱字・当て字をチェックするという狙いがあり、間違いリストを配布して誤りを正すという形のアフターケアを行っている。)

◆実務家の話を直接に聞ける機会を設ける。今年度は広島高等裁判所長官・藤田耕三氏の講演会を実施した。

なお、今年から法学部では遠隔講義システムが利用できるようになったので、これを通じて東千田キャンパスでも講演を聞くことが可能になった。

### 最後に